

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

重要と考えられる横断的改定事項や作業療法士に関連するものを「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より下記に抜粋します。詳細は下記 URL『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要』ページより資料をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行です。(就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行)

<全サービス>

地域生活支援拠点等の機能の充実	P.9
<p>地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】 ≪地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】≫ 500 単位/月</p>	

意思決定支援の推進	P.9
<p>【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】 障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準に意思決定支援に係る規定を追加する。</p>	

障害者虐待防止の推進	P.12
<p>≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p>	

<日中活動系サービス 生活介護>

リハビリテーション職の配置基準	P.32
<p>高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)</p>	

リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し	P.32
<p>リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。</p>	

<施設入所支援>

地域移行を推進するための取組の推進	P.36
<p>すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価。 ≪地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】≫</p>	

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算。(減算実施は令和8年度から)
- ≪地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】≫ 60 単位/日
- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

<訓練系サービス 自立訓練(機能訓練)>

社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価	P.47
<p>≪リハビリテーション加算の見直し【一部新設】≫</p> <p>リハビリテーション加算(Ⅰ) 48 単位/日</p> <p>[現 行]</p> <p>次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>[見直し後]</p> <p>次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。</p>	

提供主体の拡充	P.49
<p>医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。</p>	

<就労選択支援> 新設

就労選択支援の創設	P.59
<p>障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)</p> <p>≪対象者≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者 ○ 令和7年10月以降、就労継続支援 B 型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。 <p>≪就労選択支援サービス費の設定【新設】≫ 就労選択支援サービス費(1日につき) 1,210 単位</p> <p>≪特定事業所集中減算【新設】≫ 200 単位/月</p>	

<障害児支援 児童発達支援>

児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価	P.74
<p>・児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。</p> <p>(※)①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p> <p>・児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。</p>	

児童指導員等加配加算の見直し	P.76
<p>児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価を行う。</p>	

専門的支援加算・特別支援加算の見直し	P.77
<p>専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。</p>	

<障害児支援 居宅訪問型児童発達支援>

訪問支援員特別加算の見直し	P.91
<p>支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。</p>	

<障害児支援 保育所等訪問支援>

訪問支援員特別加算の見直し	P.94
<p>支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。</p>	